

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

宮崎型気候風土適応住宅の基準（案）

令和 4 年○月○日

宮崎県建築連絡協議会

（特定行政庁記入例：宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日向市）

1
2

3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24

目 次

はじめに3

1 気候風土適応住宅の基準とは4

 (1) 建築物省エネ法における小規模住宅の規定の適用4

 (2) 気候風土適応住宅とは4

 (3) 気候風土適応住宅の基準とは4

2 宮崎型気候風土適応住宅の基準5

 (1) 基準を定める目的5

 (2) 宮崎型気候風土適応住宅の基準5

 (3) 基準の適用等5

3 宮崎型気候風土適応住宅の運用6

 (1) 宮崎型基準の利用6

 (2) 評価と説明の流れ6

 (3) 使用する様式8

 (4) 運用上の注意点8

【宮崎型気候風土適応住宅の基準（告示第 786 号第 2 項の基準）】10

参考：参照条文11

参考様式他11

はじめに

2020年10月、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする^①、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

これを受けて、国土交通省、経済産業省及び環境省は、令和3年4月より「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」において、議論を重ね、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」がとりまとめられました。

「2050年及び2030年に目指すべき住宅・建築物の姿」（上記「とりまとめ」より）

2050年のカーボンニュートラル実現の姿を見据えつつ、2030年に目指すべき住宅・建築物の姿としては、野心的な目標である46%削減目標の実現に向けて、現在、技術的かつ経済的に利用可能な技術を最大限活用し、新築される住宅・建築物についてはZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保されているとともに、新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入されていることを目指す。

この実現に向けて、2025年の住宅等小規模建築物における省エネ基準の適合義務化や省エネ基準の段階的引き上げなど今後は規制強化が進むこととなります。この流れの中で、住宅等は、断熱性能を確保しやすいように、窓は小さくなり、壁は大壁とし天井を張り断熱材を入れやすいような作りが主流になると考えられます。

一方で、本県には、高温多湿な気候に対して夏には庇等により強い日差しを遮る一方大きな窓から通風を確保し、冬にはその大きな窓から日照を室内に取り込むような配慮がされた宮崎の気候風土に適応した住宅や古民家^②など、継承されてきた宮崎らしい住まいがありますが、これらは省エネ性能確保の上では不利な要素を多く含んでいるため、規制強化の中で失われていく恐れがあります。

省エネ性能の強化は、将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な経済社会をつくるために不可欠であり、その流れに順応する必要がありますが、このような宮崎らしい住まいやその住まい方、これらを作ってきた地域の材料や大工・建築職人の技術、これらが構成する宮崎の風景や景観を、本県の貴重な財産として、未来に残し継承するために、宮崎型気候風土適応住宅の基準を定めることとしました。

^① 排出を全体としてゼロ：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

^② 古民家：石場建てや貫構造、大黒柱をはじめとする大径材、構造体を兼ねる差し鴨居、茅葺きの屋根といった特徴を有し、これらの要素は断熱材が入れにくいなど省エネ性能確保において不利になる。

1 気候風土適応住宅の基準とは

(1) 建築物省エネ法^③における小規模住宅の規定の適用

建築物省エネ法では、延床面積が 300 m²以上の住宅を新築または増改築しようとするときは所管行政庁への届出義務が、延床面積が 300 m²未満の住宅の設計を行うときは建築士から建築主に対して「省エネルギー基準への適否」と「(適合しない場合) 省エネルギー性能確保のための措置」について書面をもって説明する義務が定められています。300 m²未満の住宅は説明義務が適用され、建築主から評価・説明は不要と意思表示がある場合を除き、建築士は外皮基準と一次エネルギー消費量基準の 2 つの基準について評価し書面をもって建築主に説明することが義務づけられています。

(2) 気候風土適応住宅とは

気候風土適応住宅とは、地域の気候及び風土に応じた①様式・形態・空間構成、②構工法、③材料・生産体制、④景観形成、⑤住まい方などの特徴を多面的に備えている住宅であることにより、外皮基準に適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準^④（以下「告示第 786 号」という。参考参照）に適合する住宅のことを指します。

(3) 気候風土適応住宅の基準とは

告示第 786 号には、第 1 項第 1 号（国が定める基準）、第 1 項第 2 号（国が定める要件に所管行政庁が必要な要件を付加した基準）、第 2 項（所管行政庁が定める基準）の 3 つの基準が定められています。これらの基準に適合する住宅については、(1) の説明義務等において、外皮基準が適用除外となり、一次エネルギー消費量の算定においては合理化された基準が適用されます。

^③ 建築物省エネ法： 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）

^④ 国土交通大臣が定める基準： 地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより同令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（令和元年 11 月 15 日国土交通省告示第 786 号）

2 宮崎型気候風土適応住宅の基準

(1) 基準を定める目的

宮崎型気候風土適応住宅の基準は、宮崎の気候風土に適応する住宅を継承し、宮崎の「風景・景観」、「材料」、「職人の技術」を未来に残し伝えていくとともに、省エネで環境負荷の少ない住まいや住まい方の一つの方向性を示すことを目的とします。

(2) 宮崎型気候風土適応住宅の基準

宮崎型気候風土適応住宅の基準（別紙 1 参照、以下「宮崎型基準」という。）は、告示第 7 8 6 号第 2 項に基づき、本県独自の気候風土適応住宅の基準として定めるものです。なお、宮崎型基準は、当面の間、運用しながら必要に応じて柔軟に見直し等を行うものとします。

(3) 基準の適用等

①対象地域

宮崎県内の全域（特定行政庁記入例：宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日向市）

②対象とする住宅

延べ床面積が 3 0 0 m²未満の木造住宅

③適用

宮崎型基準は、それを公表した日以降に行われる「建築士による確認と建築主への説明（以下、「説明等」という。）」をもって適用されます。なお、基準の見直しを行った場合は、見直し後の基準が公表された日以降に行われる説明等をもって適用され、見直し前の基準により説明等が行われたものは従前の基準が適用されます。

宮崎型基準については、県のホームページで一括して公表し、変更内容や変更日などその履歴を含めて御案内します。

④用語の定義・運用

本資料に定めのない用語の定義や運用方法は、「気候風土適応住宅の解説」（一般社団法人日本サステナブル建築協会）を御覧ください。

資料掲載ホームページ：<https://www.jsbc.or.jp/document/index.html>

3 宮崎型気候風土適応住宅の運用

(1) 宮崎型基準の利用

宮崎型基準は、この基準に該当する住宅の建築等を行う場合に、建築物省エネ法第27条に定める説明義務の履行において活用されるものです。計画する住宅の宮崎型基準への適合は、建築士が判断し、「省エネ基準への適合性に関する説明書」（参考様式）等により、評価結果を建築主に対して説明することとなります。

(2) 評価と説明の流れ

説明義務制度は次の4つのステップで進められます。（次ページ図参照）

本制度の詳細については、国土交通省の制度説明ホームページを御覧ください。

(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou.html>)

説明義務制度の詳細は、「改正建築物省エネ法オンライン講座テキスト」（令和2年7月時点版）等を参考としてください。

Step 1：情報提供（省エネの必要性・効果の情報提供）

情報提供の時期は、建築主が希望する省エネ性能等は設計内容に大きく関係するため、事前相談の段階など、できるだけ早い段階で行っておくことが重要です。また、STEP1の情報提供とSTEP2の意思確認を一体的に行うことも考えられます。

Step 2：評価・説明の実施に関する建築主の意思確認

（評価・説明は不要であることを表明する書面の作成・保存）

建築主が評価・説明は不要であるとの意思を表明する場合には、建築主はその旨を記載した書面（以下「意思表明書面」という。）を作成し、建築士に提出する必要があります。また、建築士が受領した当該書面は、建築士法に基づく保存図書として、建築士事務所の開設者が建築士事務所に15年間保存する必要があります。なお、建築主が評価・説明を希望する場合には、意思表明書面の作成の必要はありません

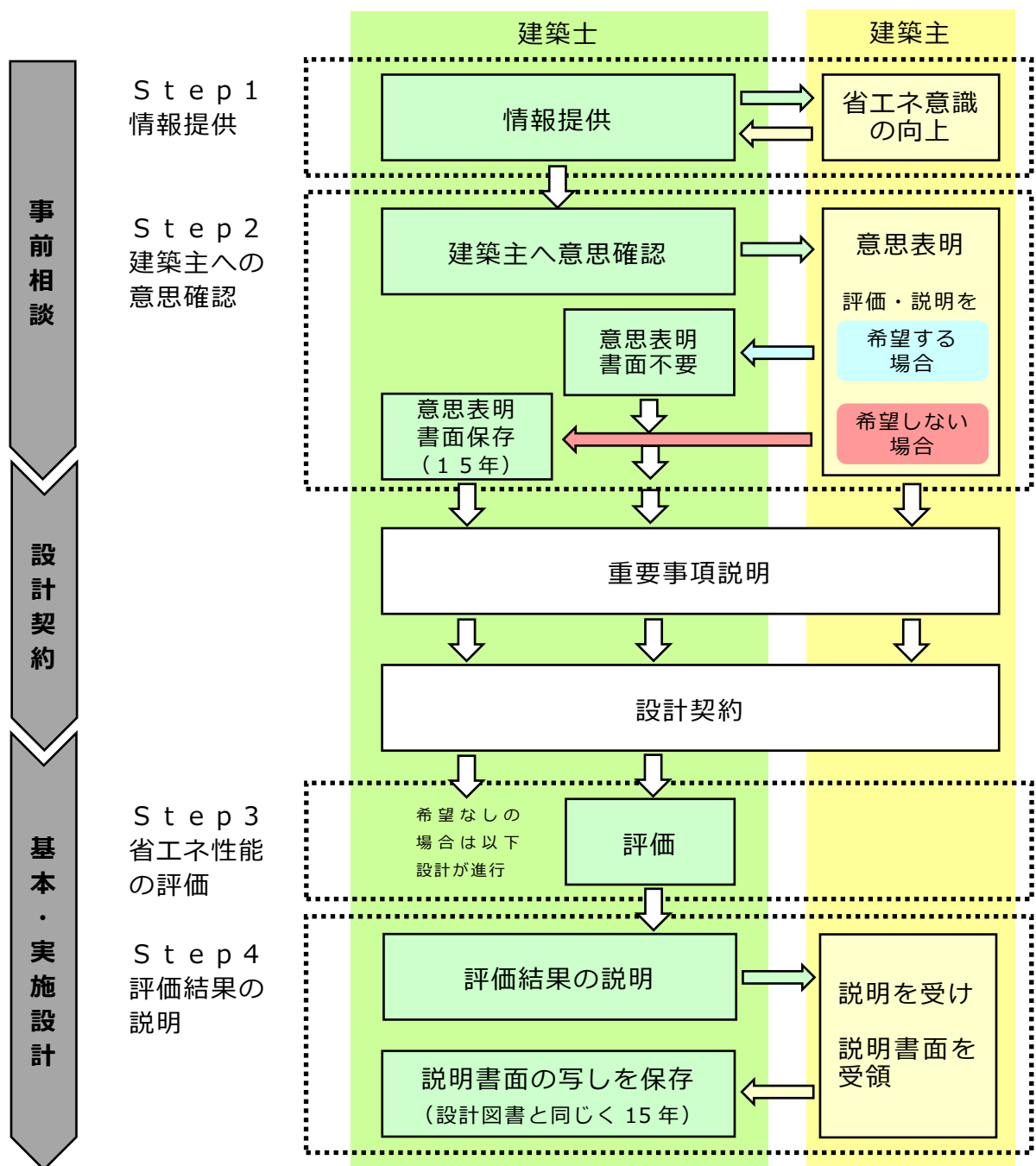
Step 3：設計を行う住宅の省エネ性能の評価

建築士は設計する建物について、省エネ性能を計算し、省エネ基準に適合しているかどうかについて評価を行います。評価時期は、実施設計がある程度進み、省エネ性能に影響する設計が概ねまとまった段階で行うことが考えられます。

Step 4：設計を行う住宅の建築主への評価結果の説明

建築士は、STEP3の評価に基づき、「省エネ基準への適否」と「省エネ基準に適合していない場合、省エネ性能を確保するための措置について、書面（以下「説明書面」という。）を交付して説明を行います。工事着工までに余裕を持って行う必要があります。

説明書面は、意思表明書面と同様に保存義務があります。（評価の根拠となる省エネ性能の計算書等は、保存図書の対象外）保存図書の保存がされていない場合は、建築士法に基づく処分の対象となる可能性があります。



図：評価と説明の流れ

1 (3) 使用する様式

- 2 ・省エネ基準への適合性に関する説明書（参考様式）
3 ・宮崎型気候風土適応住宅の基準チェックリスト（別紙2）
4 ・宮崎型気候風土適応住宅への適合＆環境負荷低減対策説明シート（別紙3）
5

6 (4) 運用上の注意点

7 県内においては、宮崎型基準に適合するものを告示第786号第2項に該当す
8 る「宮崎型気候風土適応住宅」として認めるものとして、当分の間、運用するこ
9 ととします。なお、建築主への説明においては、上記(3)の資料を御活用くだ
10 さい。また、次の点について、御注意ください。

11
12 ①説明義務の対象

13 対象となる建築行為は、新築及び増改築となります。（10㎡以下の新築・増改
14 築は対象とはなりません。）

15 説明義務制度の対象床面積は、建築物省エネ法施行令第4条第1項で定義する
16 開放性を有する部分を除いた床面積になります。ただし、建築物省エネ法では、
17 気候風土適応住宅に限らず、以下のような建築物については適用除外とされてい
18 ます。（詳細については、法第18条、令第7条等を御確認ください。）
19

- 20 ・居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより、空気調和設備を設け
21 る必要がないことが想定される用途に供する建築物（自動車車庫など）
22
23 ・保存のための措置等により省エネ基準に適合させることが困難な建築物（文化
24 財指定された建築物など）
25
26 ・仮設建築物（建築基準法第85条に規定する仮設建築物）
27
28

29 ②増改築における注意点

30 増改築を行う場合の評価は、増改築を行う部分だけではなく、当該建物全体に
31 ついて省エネ基準への適否を評価する必要があります。

32 その際、既存の住宅や建築物の増改築を行う場合に適用される省エネ基準は、
33 新築する場合の基準と異なること、また、増改築を行う住宅や建築物が2016
34 年4月1日時点で存在していたか否かによって異なることに注意が必要です。

1

表：増改築を行う場合の省エネ基準

		増改築を行う住宅・建築物が 2016.4.1 時点で	
		存在する場合	存在しない場合
建築物	BEI※	1.1	1.0
住宅	外皮基準	一次エネ基準に 適合する場合に 限り、適用され ない	適用される
	BEI※	1.1	1.0

※ B E I =
$$\frac{\text{設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）}}{\text{基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）}}$$

14

15

16

③設計変更における注意点

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

設計変更により、宮崎型気候風土適応住宅の基準を満たさなくなった場合は、告示第 786 号第 1 項第 1 号に定める気候風土適応住宅の基準に適合させるか、建築物省エネ法に定める省エネ基準に適合するよう建築主は努める必要があります。変更の際には、大きい手戻りが生じ、設計委託費の増額等が必要となる場合もありますので、御注意ください。

【宮崎型気候風土適応住宅の基準（告示第 786 号第 2 項の基準）】

告示第 786 号第 2 項の規定により宮崎県において別に定める基準は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。

一 次のイ又はロのいずれかに該当するものであること

イ 次の（１）及び（２）に該当すること

（１） 外壁等の構造が次の（i）から（v）までのいずれかに該当すること

（i） 第 1 項第一号ハ（１）の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること

（ii） 片面を真壁とした貫構造（例：屋外側をモルタル塗りの真壁又は大壁とし、室内側をラスボード下地の漆喰塗りの真壁とする等）であること

（iii） 軒部分の屋根の構造がせがい造り又ははね木であること

（iv） 接合方式が手刻み加工による伝統的な継手仕口であること

（v） 開放的な床下（石場建て・足固め等）であること

（２） 内部の非構造部分が次の（i）～（iv）までのいずれかに該当すること

（i） 第 1 項第一号ハ（２）の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること

（ii） 天井の過半が竿縁天井又は網代天井であること

（iii） 床が本畳又は無垢板張り（二重張りとする場合を含む。）であること

（iv） 屋内空間に長辺方向が 1 間以上の土間（三和土）を設けていること

ロ 次の（１）から（６）のうち、４項目以上に該当すること

（１） 軒が深い軒庇（軒庇の出 900mm 以上）であること

（２） 軒裏が野地板現しであること

（３） 屋根が瓦屋根又は茅葺屋根等の自然素材であること（軒先周りや下野等については、軽量化のために金属屋根等とすることも可とする。）

（４） 外壁の仕上げが無垢板張り又は漆喰塗等（砂漆喰・モルタル塗りを含む。）であること

（５） 内部の建具が地場製作による建具（引き戸を推奨）であること

（６） 内部の壁を真壁とし、仕上げが無垢板壁又は塗壁（漆喰塗、シラス塗等）等の自然素材によるものであること

二 建築計画全般について、次のイからリに配慮し、６項目以上取り組まれていること

イ 自然通風の取り込みに配慮した間取りや建築計画とすること

ロ 夏場には換気、冬場には日差しの取入れを目的とした大きな窓（掃き出し窓 2 カ所以上かつ開口部の高さ 1,800 mm 以上、開口幅の合計 3,640mm 以上である等）を設けること

ハ 対角・高低等通風に配慮した窓の位置とすること

ニ 外部空間間（敷地の周囲に公園、緑地又は広場等がある場合は、それらを活用することを含む。）について、通風や日差しに配慮した庭や樹木の配置、木塀（ルーバー等）の設置を行うこと

ホ 使用する木材は県産木材（自然乾燥を推奨）とすること（古材を用いる場合や一部に県外の国産材を使用する場合も可とする。）

ヘ 地域の大工・建築職人を登用すること

ト 周囲の街並みや景観、風景との調和に配慮すること

チ 地域の植生を活用した緑化を行うこと

リ すだれ・よしずの利用や窓の開け閉め等を活用した住まい方を推奨すること

1 参考：参照条文

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令

平成28年1月29日経済産業省・国土交通省令第一号
最終改正：令和2年9月4日経済産業省・国土交通省令第二号

附 則

(経過措置)

第二条 法第十九条第一項の規定による届出に係る住宅であつて、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものについて、同号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

2

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより同令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準

令和元年11月15日国土交通省告示第786号

1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令附則第二条に規定する地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより同令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。

一 次のイからハまでのいずれかに該当するものであること

イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること

ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

ハ 次の及びに該当すること

(1) 外壁について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること

(i) 片面を真壁造とした土塗壁であること

(ii) 片面を真壁造とした落とし込み板壁であること

(iii) 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

(2) 屋根、床及び窓について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること

(i) 屋根が化粧野地天井であること

(ii) 床が板張りであること

(iii) 窓の過半が地場製作の木製建具であること

二 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件のみでは、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件に必要な要件を付加したものを別に定めている場合には、これに適合していること

2 所管行政庁は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合においては、当該要件と同等であると認められるものを別に定めることができる。

3

省エネ基準への適合性に関する説明書

令和 年 月 日

様

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 27 条第 1 項の規定による説明をします。この説明書に記載の事項は、事実と相違ありません。

[建築物に関する事項]

所在地： 宮崎県〇〇市〇〇

建築物エネルギー消費性能基準への適合性：

☒ 適合

・外皮性能：適用除外

・一次エネルギー消費量：合理化された基準に適合

☐ 不適合

建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置：

[建築士に関する事項]

氏名：

資格： 建築士 登録第 号

[建築士事務所に関する事項]

名称：

所在地：

区分（一級、二級、木造）： 建築士事務所

(備考)

宮崎県型気候風土適応住宅の基準を満たしています。

※基準を満たす要件については、別添のチェックシート及び説明シートを参照してください。

〇気候風土適応住宅に係る「国が定める基準(告示基準)」及び「宮崎型基準」 チェックシート

内 容		チェック
第1項 (告示基準)	1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令附則第二条に規定する地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより同令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。	
	一 次のイからハまでのいずれかに該当するものであること イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること ハ 次の(1)及び(2)に該当すること (1) 外壁について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること (i) 片面を真壁造とした土塗壁であること (ii) 片面を真壁造とした落とし込み板壁であること (iii) 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること (2) 屋根、床及び窓について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること (i) 屋根が化粧野地天井であること (ii) 床が板張りであること (iii) 窓の過半が地場製作の木製建具であること ニ 一(宮崎県において定めなし。)	
第2項 (宮崎型基準)	2 所管行政庁は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合においては、当該要件と同等であると認められるものを別に定めることができる。	
	【宮崎型気候風土適応住宅の基準】 告示第786号第2項の規定により宮崎県において別に定める基準は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。 一 次のイ又はロのいずれかに該当するものであること イ 次の(1)及び(2)に該当すること (1) 外壁等の構造が次の(i)から(v)までのいずれかに該当すること (i) 第1項第一号ハ(1)の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること (ii) 片面を真壁とした貫構造(例:屋外側をモルタル塗りの真壁又は大壁とし、室内側をラスボード下地の漆喰塗の真壁とする等)であること (iii) 軒部分の屋根の構造がせがい造り又ははね木であること (iv) 接合方式が手刻み加工による伝統的な継手仕口であること (v) 開放的な床下(石場建て・足固め等)であること (2) 内部の非構造部分が次の(i)～(iv)までのいずれかに該当すること (i) 第1項第一号ハ(2)の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること (ii) 天井の過半が竿縁天井又は網代天井であること (iii) 床が本畳又は無垢板張り(二重張りとする場合を含む。)であること (iv) 屋内空間に長辺方向が1間以上の土間(三和土)を設けていること ロ 次の(1)から(6)の内、4項目以上に該当すること (1) 軒が深い軒庇(軒庇の出900mm以上)であること (2) 軒裏が野地板現しであること (3) 屋根が瓦屋根又は茅葺屋根等の自然素材であること(軒先周りや下野等については、軽量化のために金属屋根等とすることも可とする。) (4) 外壁の仕上げが無垢板張り又は漆喰塗等(砂漆喰・モルタル塗りを含む。)であること (5) 内部の建具が地場製作による建具(引き戸を推奨)であること (6) 内部の壁を真壁とし、仕上げが無垢板壁又は塗壁(漆喰塗、シラス塗等)等の自然素材によるものであること ニ 建築計画全般について、次のイからリに配慮し、取り組まれていること(6項目以上) イ 自然通風の取り込みに配慮した間取りや建築計画とすること ロ 夏場には換気、冬場には日差しの取入れを目的とした大きな窓(掃き出し窓2カ所以上かつ開口部の高さ1800以上、開口幅の合計3640mm以上等)を設けること ハ 対角・高低等通風に配慮した窓の位置とすること ニ 外部空間(敷地の周囲に公園、緑地又は広場等がある場合は、それらを活用することを含む。について、通風や日差しに配慮した庭や樹木の配置、木塀(ルーバー等)の設置を行うこと ホ 使用する木材は県産木材(自然乾燥を推奨)とすること(一部に県外の国産材(古材を含む。))を使用する場合も可とする。 ヘ 地域の土工・建築職人を登用すること ト 周囲の街並みや景観、風景との調和に配慮すること チ 地域の植生を活用した緑化を行うこと リ すだれ・よしずの利用や窓の開け閉め等を活用した住まい方を推奨すること	

※特段の定めがない用語の定義や運用は、「気候風土適応住宅の解説」による。



宮崎県型気候風土適応住宅への要件・環境負荷低減対策 説明シート

(建築主に対し建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価を説明するにあたり、宮崎県における運用で追加する書類)

告示第 786 号第 2 項第一号ロ

- (1) 軒が深い軒庇
軒庇の出は 1200mm
- (2) 軒裏が野地板現し
県産材を使用
- (3) 屋根が瓦屋根
- (4) 外壁の仕上げ
概ね全ての外壁が無垢板張り
- (5)-(i) 地場製作による内部建具
内部建具の過半が引き戸、県産材を使用
- (5)-(ii) 内壁の仕上げ(無垢板張り・漆喰塗等)
概ね全てが真壁の塗壁(水廻り等除く)

該当する要件を記載
及び追記



軒が深い軒庇



軒裏が野地板現し



瓦屋根



外壁無垢板張り



県産材使用の引き戸



真壁の塗壁



自然通風に配慮した窓



地域の植生を活用した緑化

告示第 786 号第 2 項第二号

- イ 自然通風の取り込みに配慮した間取り
- ハ 対角・高低等通風に配慮した窓の配置計画
- ホ 県産材や自然素材の使用への配慮
- ヘ 地域の建築職人・大工の登用
- チ 地域の植生を活用した緑化

■エネルギー性能

エネルギー性能について記入

項目	基準値	設計値
評価方法	Web プログラム 気候風土適応住宅版による評価	
地域区分	7 地域 (宮崎市)	
外皮平均熱還流率 (U_A 値)	0.87	1.02W/($m^2 \cdot K$)
暖房期平均日射熱取得率(η_{AH})	4.3	4.3
冷房期平均日射熱取得率(η_{AC})	2.7	2.7
一次エネルギー消費量	116.1 以下	99.4GJ/(戸・年)